

平成 28 年 2 月 10 日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、小松係長殿
安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿、中村上席審査官殿
安全保障貿易管理課 桑原係長殿

貨物等省令第 2 条第 2 項第七号の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
生物・化学兵器製造装置分科会
主査 藤井 弘史

「貨物等省令第 2 条第 2 項第七号」について以下の通り改正を要望致しますのでご検討をお願い申し上げます。

1. 改正対象
貨物等省令第 2 条第 2 項第七号
2. 現行省令等記載文及び改正提案文
別紙の通り。
3. 対応する A G 原文
別紙の通り。
4. 提案理由
(1) 現規制の合理性について

弁の部分品規制については、該当品の弁に用いることができるものが対象であり、非該当の弁にしか用いることができないものは規制の対象とならないというのが合理的な規制として、官民共通の理解と認識をしているところです。

平成 27 年の政省令改正以前においては、省令第 2 条第 2 項第七号には「イ」の条文しかありませんでしたが、同条文にも 10A 超の弁の部分品規制について記載されているものの、あくまでも 10A 超のサイズの「該当の弁」を前提とした部分品として規制されていたものと理解しております。

今般の政省令改正で、新たに「ロ」が追加されましたが、当該「ロ」に該当する弁の部分品規制については、現行省令の同号「イ」に記載の 10A 超の弁の部分品規制の内容に包含されるため、とりわけ「ロ」に関する部分品規制の文言は要しないとの見解を頂きました。

確かに、「ロ」の部分品規制については「イ」に記載の内容に含まれるとすることも理解できるものの、「イ」及び「ロ」ともに該当しない弁の部分品までも規制対象と判定される内容になっております。

具体的には、例えば、閉止部分が非規制材質でケーシングライナーが規制材質という弁であって、サイズが 10A 超 25A 未満又は 100A 超のものがあった場合、これは「イ」、「ロ」ともに該当しない非該当の弁になりますが、ケーシングライナーという部分品は、仮にそういった非該当の弁の専用品として設計されたものであっても

規制対象と判定されてしまうということになります。

このことは、冒頭の基本理解から乖離し、本来規制対象とする必要のない範囲まで広がったもので、明らかに不合理なものと考えます。

(2) レジーム（AG）との整合について

国際管理レジーム（AG）の規制は、基本、10A超のサイズで内容物と接触する部分が全て規制材料で構成された弁、25A以上100A以下のサイズで内容物と接触するケーシング又はケーシングライナーのみが規制材料で構成された弁、及びこれら該当品となる弁の部分品という内容で構成されております。部分品の規制については、「該当の弁」の部分品であることが前提となっており、その規制ぶりは合理的なものとして理解しております。

従って、お示し頂きました「ロ」の部分品を「イ」で判定することについては、国際管理レジームと比較しても差異が生じており、安全保障上の観点からも、懸念の無い貨物まで規制対象となっている現状は、他国と比べて明らかにハンディキャップを負うものと考えております。

(3) 該非判定時の誤認解釈の懸念について

部分品の規制については、その部分品によって構成される「本体」の規制に合わせて同じ条文中に記載される場合や、条文として独立して別立てで記載される場合のいずれかのケースが殆どではないかと考えております。

また、「ロ」の中には、『「イ」に該当するものを除く』とあり、部分品においても「ロ」は「イ」に関係しないと解釈されかねないとも考えます。

従って結果的に、現省令には、「ロ」に部分品の規制は存在しないと誤認される懸念があります。

特に、弁の場合は、それを取り扱う事業者は、事業規模の小さいところが多く、必ずしも、外為法に精通した輸出管理専任部署を持っている場合は多くないと考えますので、政省令については明解で分かりやすいことが望まれます。

5. 貨物等省令第2条第七項（弁及びその部分品）改訂案（別紙参照願います。）

AG規制とのハーモナイゼーションの観点からも、現行省令に「ハ」として、「イ」と「ロ」の部分品を追加することを要請するものであり、規制対象範囲の適正化及び条文の誤認解釈防止に繋がるものと考えます。

以上